令和９年度　横浜高等学校　教員募集要項		
勤務形態	専任講師（単年度契約）	非常勤講師（単年度契約）
教科	国語・英語（高校段階）	国語・英語（高校段階） ＊週 10～16 コマ担当
募集人数	各教科若干名	
応募資格	大学を卒業または令和９年３月末までに卒業見込みの健康な方。 大学院を修了または令和９年３月末までに修了見込みの健康な方。 中学校及び高等学校教員免許状をお持ちの方または令和９年３月末までに取得見込の方。 中学教育及び高等学校教育に情熱のある方。	
業務内容	授業および授業準備 試験作成・試験監督および採点、成績付け 副担任・部活動指導・校務分掌 その他、校務に関する業務	授業および授業準備 試験作成・試験監督および採点、成績付け 一部校内行事の引率・監督　等
提出書類	**応募前にメールにてご相談ください。**　メールはこちら ① 履歴書（自書） ＊本校指定の履歴書をこちらからダウンロード・印刷して使用してください。 （A4 版または A3 版で提出してください。） ＊「賞罰欄」を明記してください。 ＊記入漏れがないようにしてください。 ② 大学または大学院の卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込み証明書 ③ 大学または大学院の成績証明書 ④ 教員免許状の写しまたは教員免許状取得見込み証明書 ⑤ 教員免許更新をした方は、更新講習修了確認証明書の写し ⑥ 健康診断書 ＊大学の証明書等は試験来校時の提出で差し支えありません。 ＊健康診断書は面接試験合格の方に提出していただきます。	
書類提出先 提出締切	〒236-0053　横浜市金沢区能見台通 46-1　横浜高等学校　栗田陽介（採用担当）　宛 ＊封筒に「教員採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。 応募締切……令和８年８月 27 日（木）必着	
試験	一次試験　書類選考 二次試験　面接試験　９月上～中旬 三次試験　筆記試験　９月中～下旬 四次選考（専任講師のみ）　９月下旬～10 月上旬 日程等の詳細は書類選考合格者にメールでご案内します。	
給与・条件	本校規定によります。詳細は面接時にご提示します。	
備考	ご提出いただいた書類は返却いたしません。採用試験終了後、責任をもって廃棄いたします。 採用についてのお問い合わせは、担当の栗田までお願いいたします。	

特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記参照条文をご参照ください。

〜〜〜

【参照条文】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。